資料２－３

現行計画と改定案の新旧対照表

令和7年11月25日
新潟県食品ロス削減推進協議会事務局

No.	章	節	現行計画	改正（案）	改正等の理由
1	1	1	（略） ○　そのような中、2019年５月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が制定され、政府は食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、都道府県は、その基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を策定するよう努めるものとされました。 ○　このようなことから、食品ロス削減に関する基本理念や、消費者・事業者・関係団体等に求められる役割と行動、県の施策の方向性等について明らかにした本計画を策定するものです。	（略） ○　そのような中、2019年５月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が制定され、政府は2020年３月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を閣議決定し、都道府県は、その基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を策定するよう努めるものとされました。 ○　このようなことから、2022年３月に食品ロス削減に関する基本理念や、消費者・事業者・関係団体等に求められる役割と行動、県の施策の方向性等について明らかにした「新潟県食品ロス削減推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。 ○　また、2025年３月に第２次基本方針が閣議決定され、目標を前倒しで達成した事業系食品ロス削減について新たな目標が設定されるとともに、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策等が追加されたこと及び本県における取組状況を踏まえ、本計画の見直しを行いました。	時点修正

資料２－３

現行計画と改定案の新旧対照表

令和7年11月25日
新潟県食品ロス削減推進協議会事務局

No.	章	節	現行計画	改正（案）	改正等の理由
2	1	2	〈食品ロスの発生量〉 ○　国連食糧農業機関（ＦＡＯ）の報告によれば、世界では人の消費のために生産された食料のおよそ３分の１に相当する約13 億トンもの食品が１年間に廃棄されています。国内においても、年間600 万トン（2018年度推計）の食品ロスが発生し、その内訳は、家庭系食品ロス量が276万トン、事業系食品ロス量が324万トンと推計されています。 ○　県内においても、年間９万トン（2018年度推計）の食品ロスが発生しているものと推計され、その内訳は、家庭系食品ロス量が4.8万トン、事業系食品ロス量が4.2万トンとなっています。食べ残しや直接廃棄など家庭から排出されるもののほか、外食産業や食品小売業など、消費者に身近なところで多くの食品ロスが発生する傾向にあります。 ○　家庭系では、県民一人当たり約21kg/年で全国値（約22kg/年）と同程度ですが、毎日約60g(鶏卵１つ分に相当)の食品が食べられずに捨てられています。こうした現状を再確認し、県民一人ひとりが更なる削減に取り組む必要があります。	〈食品ロスの発生量〉 ○　国連食糧農業機関（ＦＡＯ）の報告によれば、世界では人の消費のために生産された食料のおよそ３分の１に相当する約13 億トンもの食品が１年間に廃棄されています。国内においても、年間464万トン（2023年度推計）の食品ロスが発生し、その内訳は、家庭系食品ロス量が233 万トン、事業系食品ロス量が231万トンと推計されています。 ○　県内においても、着実に減少し、現在年間6.7万トン（2023年度推計）の食品ロスが発生しているものと推計され、その内訳は、家庭系食品ロス量が3.6万トン、事業系食品ロス量が3.0万トンとなっています（注１）。食べ残しや直接廃棄など家庭から排出されるもののほか、外食産業や食品小売業など、消費者に身近なところで多くの食品ロスが発生する傾向にあります。 ○　家庭系では、県民一人当たり約17kg/年で全国値（約19kg/年）と同程度ですが、毎日約50g(お茶碗３分の１の量に相当)の食品が食べられずに捨てられています。こうした現状を再確認し、県民一人ひとりが更なる削減に取り組む必要があります。 （注１）小数点以下を四捨五入により端数処理しているため合計値が一致しない。	時点修正

資料２－３

現行計画と改定案の新旧対照表

令和7年11月25日
新潟県食品ロス削減推進協議会事務局

No.	章	節	現行計画	改正（案）	改正等の理由
3	1	2	〈消費者の取組〉 ○　また、食品ロス問題を「知っている」と回答し、更に食品ロスを減らすための「取組を行っている」と回答した人は、消費者庁が実施した全国調査では76.6%でしたが、本県が実施した県民調査では90.8%となっており、全国の調査結果を大きく上回る結果となっています。 ○　食品ロス問題を認知して取り組む人の割合が多い一方で、新潟市が平成30年度に実施したごみ組成調査結果では、家庭系燃やすごみの15.9%（生ごみの39.5%）が食品ロス（食べ残しや賞味期限切れで手つかずのまま捨てられる食品など）となっています。 ○　また、県が実施している「残さず食べよう！にいがた県民運動」の認知度は12%にとどまっており、一層の普及・定着が求められます。	〈消費者の取組〉 ○　食品ロスを減らすための「取組を行っている」と回答した人は、消費者庁が2024年度に実施した全国調査では74.9%でしたが、本県が実施した県民調査では90.4%となっており、全国の調査結果を大きく上回る結果となっています。一方で、本県では、複数の取組を実践している人の割合が72.4%と2019年度調査時の81%から低下しています。 ○　食品ロスを減らすための取組を行う人の割合が多い一方で、新潟市が2023年度に実施したごみ組成調査結果では、家庭系燃やすごみの10.9%（生ごみの30.5%）が食品ロス（食べ残しや賞味期限切れで手つかずのまま捨てられる食品など）となっています。 ○　また、県が実施している「残さず食べよう！にいがた県民運動」の認知度は20.8%にとどまっており、更なる普及・定着が求められます。 ※【食品ロスに関する消費者の意識調査】を直近のデータに更新	時点修正
4	2	1	表内（買物　消費者に期待される行動（例）） ➢ 出かける前に冷蔵庫の中身をチェックし、買いすぎない ➢ 家庭ですぐに使う食品は、商品棚の手前にある商品等、期限間近の商品を選ぶ	表内（買物　消費者に期待される行動（例）） ➢ 出かける前に冷蔵庫の中身をチェックし、使いきれる分だけ購入する ➢ 家庭ですぐに使う食品は、商品棚の手前にある商品等、期限間近の商品を選ぶ（「てまえどり」の実践、見切り品等の活用）	国の基本方針に合わせた見直し（使いきれる分だけ購入する。）（購入してすぐ食べるものについては、「てまえどり」を実践する。また、見切り品等を活用する。）
5	2	1	表内（保存　消費者に期待される行動（例）） ➢ 「ローリングストック法」を実践する	表内（保存　消費者に期待される行動（例）） ➢ 「ローリングストック法」を実践する	国の基本方針に合わせた見直し（「ローリングストック法」を実践する。）

資料２－３

現行計画と改定案の新旧対照表

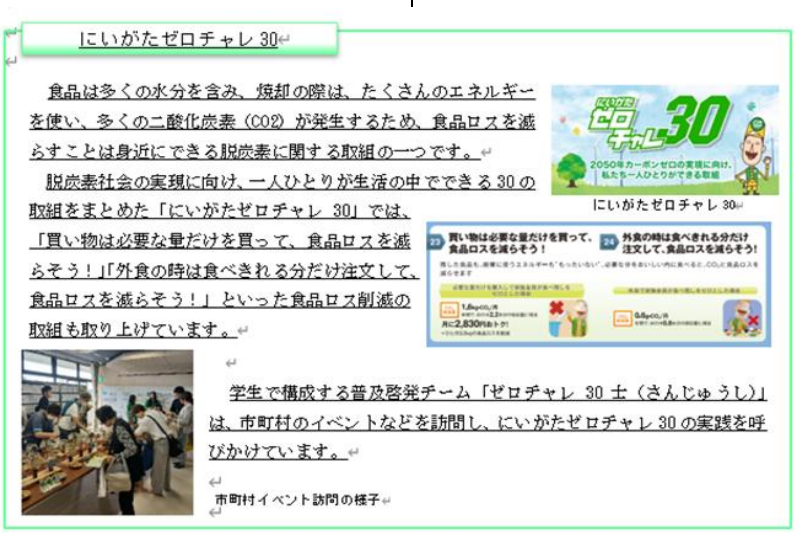
令和7年11月25日
新潟県食品ロス削減推進協議会事務局

No.	章	節	現行計画	改正（案）	改正等の理由
6	2	1	表内（調理　消費者に期待される行動（例）） ➢ 家にある食材を計画的に使い切る	表内（調理　消費者に期待される行動（例）） ➢ 家にある食材を計画的に使いきる	国の基本方針に合わせた見直し（家にある食材を計画的に使いきる）
7	2	2	表内（食品関連事業者　食品製造業者　事業者に期待される行動（例）） ➢ 賞味期限の延長、賞味期限表示の大括り化	表内（食品関連事業者　食品製造業者　事業者に期待される行動（例）） ➢ 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を踏まえ、食品の特性等に応じて、科学的・合理的な根拠に基づき期限を設定	「食品期限表示の設定のためのガイドライン」改正に伴う見直し
8	2	2	表内（食品関連事業者　食品卸売・小売業者　事業者に期待される行動（例）） ➢ 賞味・消費期限に近い食品の売り切り	表内（食品関連事業者　食品卸売・小売業者　事業者に期待される行動（例）） ➢ 賞味・消費期限に近い食品の売りきり	国の基本方針に合わせた見直し（売りきる）
9	2	2	表内（食品関連事業者　外食事業者　事業者に期待される行動（例）） ➢ 食べきりの呼びかけ、衛生上の注意事項を説明した上で自己責任を前提とした持ち帰りの実施	表内（食品関連事業者　外食事業者　事業者に期待される行動（例）） ➢ 食べきりの呼びかけ、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき衛生上の注意事項を説明した上で自己責任を前提とした持ち帰りの実施	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の変更及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」策定に伴う見直し（「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う）
10	2	2	表内（食品関連事業者　共通事業者に期待される行動（例）） ➢ 需要予測の高度化等による適正受発注	表内（食品関連事業者　共通事業者に期待される行動（例）） ➢ 需要予測の高精度化等による適正受発注	国の基本方針に合わせた見直し（食品小売業者と連携し、AI等を活用した需要予測の高精度化や納品受発注リードタイムの調整や受注締め時間の前倒し等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。）
11	2	2	表内（食品関連事業者　共通事業者に期待される行動（例）） ➢ 購入希望者とのﾏｯﾁﾝｸﾞによる売り切り	表内（食品関連事業者　共通事業者に期待される行動（例）） ➢ フードシェアリングサービス(購入希望者とのマッチングサービス）の活用等による売りきりの工夫	国の基本方針に合わせた見直し（フードシェアリングサービス（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチングサービス）の活用等による売りきりの工夫を行う。）

資料２－３

現行計画と改定案の新旧対照表

令和7年11月25日
新潟県食品ロス削減推進協議会事務局

No.	章	節	現行計画	改正（案）	改正等の理由
12	2	2	表内（食品関連事業者　共通事業者に期待される行動（例））	表内（食品関連事業者　共通事業者に期待される行動（例）） ➢ 食品のパッケージの工夫や使いきり・食べきりに関する情報発信を通じた家庭内での食品使いきりの推進	国の基本方針に合わせた見直し（食品のパッケージの工夫や食材の使いきり・食べきりに関する情報発信を通じて、家庭内での食品使いきりを積極的に推進する。）
13	2	4	○（中略）また、県が主催するイベント等での食品ロスの削減や、災害用備蓄食品のフードバンク団体等への提供、市町村等の取組支援に努めます。	○（中略）また、県が主催するイベント等での食品ロスの削減や、災害用備蓄食料・飲料水のフードバンク団体等への提供、市町村等の取組支援に努めます。	国の基本方針に合わせた見直し（「賞味期限」の過ぎた災害備蓄用ミネラルウォーターの適切な利用を促進するための対策を講ずる。）
14	3	1	**(1) 食品ロス削減の重要性や効果的な削減方法等に関する普及啓発** **〈家庭や買い物等における実践の促進〉**	**(1) 食品ロス削減の重要性や効果的な削減方法等に関する普及啓発** **〈家庭や買い物等における実践の促進〉** ➢ 食品ロス削減など日常生活でできる脱炭素の取組をまとめた「にいがたゼロチャレ30」の実践の呼びかけ等、市町村、新潟県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、ライフスタイルの転換を促します。  	国の基本方針に合わせた見直し（国民運動「デコ活」による脱炭素に向けたライフスタイル転換を促す）

資料２－３

現行計画と改定案の新旧対照表

令和7年11月25日
新潟県食品ロス削減推進協議会事務局

No.	章	節	現行計画	改正（案）	改正等の理由
15	3	1	**(2) 命を大切にし、食への感謝の気持ちを養う教育等の振興** ➢ 地域等において環境学習を推進する指導者となる人材（環境リーダー）の養成や、学習活動を支援するための教材の開発・提供等を推進します。	**(2) 命を大切にし、食への感謝の気持ちを養う教育等の振興** ➢ 県民一人ひとりが自ら環境について考え、行動する機運を醸成し、自ら考え行動する人材を増やすとともに、学習活動を支援するための教材の開発・提供等を推進します。	環境リーダー育成協議会の取組方針変更による見直し
16	3	1	**(2) 命を大切にし、食への感謝の気持ちを養う教育等の振興**	**(2) 命を大切にし、食への感謝の気持ちを養う教育等の振興** ➢ 未就学児を対象に食品ロス削減を含めた食育等の取組を進めるため、国等と一体となって、保育所、認定こども園及び幼稚園において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置するために必要な支援を実施します。	国の基本方針に合わせた見直し（未就学児を対象に食品ロス削減を含めた食育等の取組を進めるため、保育所、認定こども園及び幼稚園において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置するために必要な支援を実施する。）
17	3	2	**〈事業者の取組に対する支援〉**	**〈事業者の取組に対する支援〉** ➢ 食品を有効活用する取組等、民間事業者が行う食品ロス削減に係る課題等の解決に必要な取組を促進します。	国の基本方針に合わせた見直し（食品を有効活用する取組等、民間事業者が行う食品ロス削減に係る課題等の解決に必要な取組を促進する。）
18	3	2	**〈事業者の取組に対する支援〉** ➢ ICTやAI等の新技術を活用した未利用食品の販売（シェアリング）や食品の需要予測など、食品ロスの削減に効果的な取組を促進します。	**〈事業者の取組に対する支援〉** ➢ 物流問題や人手不足等の社会変化を踏まえつつ、需要予測の高精度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めたＩＣＴ、ＡＩ等の新技術の活用といったＤＸの推進による食品ロス削減を促進します。	国の基本方針に合わせた見直し（物流問題や人手不足等の社会変化も踏まえつつ、需要予測の高精度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めたICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組を促進する。）
19	3	2	**〈事業者の取組に対する支援〉** ➢ 事業者の食品ロス削減に係る先進的な取組事例等の情報発信など、取組の見える化を図ることにより、商慣習の見直しを促します。	**〈事業者の取組に対する支援〉** ➢ 事業者の食品ロス削減に係る先進的な取組事例等の情報発信など、企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みを検討し、取組の見える化を図ることにより、商慣習の見直しを促します。	国の基本方針の見直しに合わせた見直し（企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みを検討し、食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。）

資料２－３

現行計画と改定案の新旧対照表

令和7年11月25日
新潟県食品ロス削減推進協議会事務局

No.	章	節	現行計画	改正（案）	改正等の理由
20	3	2	〈事業者の取組に対する支援〉	〈事業者の取組に対する支援〉 ➢ 納品期限の見直しについて周知・徹底し、商習慣の見直しに向けた取組を促進します。	国の基本方針に合わせた見直し（納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて、食品関連事業者に周知・徹底し、商慣習の見直しに向けた取組を進める。）
21	3	2	〈事業者の取組に対する支援〉	〈事業者の取組に対する支援〉 ➢食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発（期限表示の理解や適切な購買行動（適量購入、「てまえどり」等）や消費行動（家庭における食品ロス削減の取組促進、「外食時の食べきり・持ち帰り運動」等）の促進等）に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供します。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進します。	国の基本方針に合わせた見直し（食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発（期限表示の理解や適切な購買行動（適量購入、「てまえどり」等）や消費行動（家庭における食品ロス削減の取組促進、「外食時の食べきり・持ち帰り運動」等）の促進等）に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。）
22	3	2	＜事業者の取組に対する支援＞ ➢ 食品関連事業者に対し、講習会などの機会を捉え、消費期限と賞味期限の違い等、食品表示に関する正しい知識の普及啓発を行います。	〈事業者の取組に対する支援〉 ➢ 食品関連事業者に対し、講習会などの機会を捉え、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」及び「食品期限表示設定のためのガイドライン」を周知します。	「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」策定、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」改正に伴う見直し（食べ残し持ち帰りについては、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、留意事項を十分に理解して希望する者が、自己責任で持ち帰りを行うことを当たり前にする啓発を推進する）（「食品期限表示の設定のためのガイドライン」について、安全係数の設定の考え方や賞味期限を過ぎてもまだ食べることができる期限の情報提供等、食品ロス削減の観点での改正内容を食品関連事業者に周知する）

資料２－３

現行計画と改定案の新旧対照表

令和7年11月25日
新潟県食品ロス削減推進協議会事務局

No.	章	節	現行計画	改正（案）	改正等の理由
23	3	2	**〈事業者の取組に対する消費者理解の促進〉** ➢ 食べ残しを減らすための呼びかけや小盛りサイズメニューの提供など、食品ロスの削減に取り組む店舗が積極的に利用されるよう、事業者の取組を周知します。	**〈事業者の取組に対する消費者理解の促進〉** ➢ 食べ残しを減らすための呼びかけや小盛り・小分けメニューの提供など、食品ロスの削減に取り組む店舗が積極的に利用されるよう、事業者の取組を周知します。	国の基本方針に合わせた見直し（小盛り・小分けメニューの導入）
24	3	3		➢ 事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量について実態を把握するとともに、有効活用の方法について検討します。	国の基本方針に合わせた見直し（事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量について実態を把握するとともに、有効活用の方法について検討する。）
25	3	4	➢ 県民へのフードバンク活動の周知や、未利用食品の寄附の呼びかけを行うなど、「食のセーフティネット」としての役割を担うフードバンク団体の取組を支援します。	➢ 県民へのフードバンク活動の周知や未利用食品の寄附の呼びかけ、フードバンク活動における「食品寄附ガイドライン」に基づく食品提供の啓発を図るなど、「食のセーフティネット」としての役割を担うフードバンク団体の取組を支援します。	国の基本方針に合わせた見直し（追加）（食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のため、「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を図る）
26	3	4	➢ 食料支援を必要とする家庭や子ども食堂などへの無償提供の取組の充実に向け、食品関連事業者の賛同も得ながら、新潟県フードバンク連絡協議会等と連携した取組を実施します。	➢ 食料支援を必要とする家庭やこども食堂などへの無償提供等の取組の充実に向け、食品関連事業者の賛同も得ながら、新潟県フードバンク推進協議会や他の支援団体等と連携した取組を実施します。	国の基本方針に合わせた見直し及び団体名の更新（地方公共団体や他の支援団体等との連携・協働等を促進することにより、フードバンク活動等を支援する。）
27	3	4		➢ 食事の提供等を通じてこどもの居場所づくりに取り組むこども食堂に対し、市町村や団体等と連携・協働しながら、居場所の整備や食品の寄附に係る情報提供等必要な支援を行います。	国の基本方針に合わせた見直し（食事の提供等を通じて、多様なこどもの居場所の提供を行うこども食堂等を支援する。）
28	3	4	➢ 入替えにより災害用備蓄食品の役割を終えた食品について、フードバンク団体等へ提供するなど、有効活用に努めます。	➢ 入替えにより災害用備蓄としての役割を終えた食料・飲料水について、フードバンク団体等へ提供するなど、有効活用に努めます。	国の基本方針に合わせた見直し（「賞味期限」の過ぎた災害備蓄用ミネラルウォーターの適切な利用を促進するための対策を講ずる。）（国の災害用備蓄食品の有効活用について（令和３年４月21日関係府省庁申合せ）に基づき、入替えにより不用決定を行った災害時用備蓄食料を、原則フードバンク活動団体等へ提供することを推進する。）

資料２－３

現行計画と改定案の新旧対照表

令和7年11月25日
新潟県食品ロス削減推進協議会事務局

No.	章	節	現行計画	改正（案）	改正等の理由
29	4	－	〔目標①〕食品ロス量を2030年度までに7.3万トン以下にする。 （考え方） 国においては、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定しています。本県でもこの削減目標と歩調を合わせて削減に取り組むこととし、2018年度の食品ロス量を基準として、国の目標と同じ削減割合を乗じて設定します。 〔目標②〕（略）	〔目標①〕食品ロス量を2030年度までに6.2万トン以下にする。 （考え方） 本県ではこれまで国の削減目標と歩調を合わせて削減に取り組んできたところですが、本県の2023年度食品ロス量は6.7万トンであり、当初目標値7.3万トンを既に達成しています。 国は、第２次基本方針において、家庭系食品ロスについては引き続き2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させ、事業系食品ロスについては新たに2000年度比で2030年度までに60%削減させる目標を設定しています。これに準拠して本県の目標値を算定すると、現状値に近い6.5万トンになります。 これらの状況及び新潟県総合計画の達成目標（１人１日当たりの焼却処理量の削減）を踏まえ、本県における目標値は、基準年度を直近の2023年度とし、国の現状値に対する目標値の割合を乗じて算定した6.2万トンとします。 ※「本県の新たな目標値」の算定式を追加 ※「【参考】2018年を基準とした場合の目標値（国の変更後　の目標値に準拠）」の算定式を追加 ※「食品ロス量の推移と削減目標」のグラフを追加 〔目標②〕（略）	既に現行計画の削減目標を達成していること及び国が新たな削減目標を設定したことによる見直し